

取扱金融機関
貯金事務センター 御中

堺市放課後児童対策事業口座振替納入依頼書
等 一 部 負 担 金 自 動 払 込 利 用 申 込 書

堺市に納付する放課後児童対策事業等一部負担金を口座振替又は自動払込みにより納付したいので、
下記の約定を確認のうえ、次のとおり依頼します。

		申込日		年 月 日						
依頼者	住 所				電話番号					
	フリガナ									
	保護者氏名									
	事業名	のびR 美原	放R 上神谷	のびR 美原	放R 上神谷	のびR 美原	放R 上神谷	のびR 美原	放R 上神谷	
	利用ルーム名									
	フリガナ									
児童名										

いずれかを選んで記入	金融機関をご指定の場合	銀行・信用金庫 信用組合・労働金庫 農業協同組合										本店 支店(支所) 出張所		
		預金種目	普通		口座番号(右づめで記入)									
	当座													
	ゆうちょ銀行をご指定の場合	通帳記号					通帳番号(右づめで記入)							
		1				0								
	種目コード	166	契約種別	30	払込先口座番号	00910-3-960832	堺市会計管理者							

フリガナ		
口座名義人 (保護者)		
預金者住所 (ゆうちょ銀行の場合のみ)		

約 定

【ゆうちょ銀行は除く】

- (1) 私が堺市に納めるべき放課後児童対策事業等一部負担金の納付書等が堺市から貴行に送付されたときは、貴行において、振替指定日に指定口座から私に通知することなく、納付書等に記載の金額を振替納付してください。
- (2) 預金の払出手続については、当座勘定約定書、普通預金約定にかかわらず、小切手の振出し又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出などいたしませんから、貴行所定の方法で処理してください。
- (3) この口座振替による納付に係る領収書の発行については、請求いたしません。
- (4) 指定口座の残高が振替日において納付書等の金額に満たないときは、私に通知することなく、堺市にその納付書等を返却されても異議はありません。
- (5) この口座振替契約は、貴行が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解約されても異議はありません。
- (6) この口座振替契約を変更し、又は解約する場合には、私から貴行及び堺市に連絡します。
- (7) この取扱について、仮に紛議が生じて、貴行の責めによるものを除き、貴行に迷惑をかけません。

※ ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。

振替(払込)予定開始月 年 月

◎振替日(払込日)は、毎月25日です。金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。
◎振替(払込)開始時期は、後日「口座振替・自動払込開始通知書」でお知らせします。

取扱店日附印

受付日付印